

## 別記仕様書

### 福井市営住宅 共用部分壁面 広告募集案内

福井市が所管する市営住宅の共用部分（共用廊下、エレベーター等）の壁面に、広告の設置を希望する事業者を募集します。

#### ○対象施設及び設置場所等

|        |   |
|--------|---|
| 施設の名称等 | 別紙対象施設一覧のとおり  |
| 広告設置場所 | 対象施設共用部分（共用廊下、エレベーター等）の壁面<br>※ 掲示板、外壁部分への設置はできません。  |
| 広告設置期間 | 1か月単位で、本市との協議によるものとします。ただし、その末日は、最長で設置開始日を含む年度の末日までです。<br>※ 契約満了日の1月前までに申出があれば、設置を許可した期間以降も継続して設置することができます。 |

#### ○広告料

| 区分    | 単価     |
|-------|--------|
| 広告設置料 | 1,000円 |

※ 広告設置料の単価は、1か月、1箇所当たりの額です。

※ 目的外使用料160円（1か月、1㎡当たり）及び消費税等を別途申し受けます。

※ 広告料は、広告設置前に納付してください。事業者の都合や広告の剥離により、広告設置期間中に掲示が無かった場合であっても、広告料は、お返しできません。

#### ○広告設置に当たっての留意点

|       |   |
|-------|---|
| 広告の条件 | <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 設置する広告は、「広告」であることを明示してください。</li><li><input type="checkbox"/> 広告には、広告主の名称と電話番号を明記してください。</li><li><input type="checkbox"/> 原則、1m×1m以下で広告を作成してください。<br/>上記以外の規格になる場合は、市営住宅課にご相談ください。</li><li><input type="checkbox"/> 福井市屋外広告物条例、福井市広告事業実施要綱、福井市営住宅等の広告設置及び募集に関する要領等の関係法令、規程等を遵守してください。</li><li><input type="checkbox"/> 広告の内容、設置方法等によっては、設置をお断りすることがあります。これらの内容については、後述の事前協議時にご相談ください。</li></ul> |
|-------|---|

|                  |   |
|------------------|---|
| <p>広告の製作・設置等</p> | <p><input type="checkbox"/> 広告は、事業者の負担で、事業者が制作してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 広告の設置や撤去は、事業者の負担で、事業者が行ってください。</p> <p><input type="checkbox"/> 広告の設置・撤去時には、市営住宅課職員が立会います。</p>   |
| <p>留意事項</p>      | <p><input type="checkbox"/> 設置した広告に関して、顧客（利用者）との紛争が生じた場合は、事業者の負担と責任で解決してください（本市は、問題解決に関与しません。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 広告を設置する権利を第三者に譲渡・転貸することはできません。</p> <p><input type="checkbox"/> 設置した広告を変更したい場合や設置を取り止めたい場合は、市営住宅課にご相談ください。</p> |

○申込方法等

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>事前協議</p>           | <p>設置を希望する広告等について協議を行いますので、あらかじめ以下の申込先にご来庁ください。</p> <p>※ 設置を希望する広告の原稿をご持参ください。</p>   |
| <p>申込方法</p>           | <p>行政財産目的外使用許可申請書に次の書類を添えて、市営住宅課に提出してください（持参又は郵送）。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象物件目録</p> <p><input type="checkbox"/> 広告原稿</p> <p><input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書</p> <p><input type="checkbox"/> 会社概要が分かるもの（パンフレット等）</p> <p><input type="checkbox"/> 設置希望箇所の図面（希望箇所を色塗り）</p> <p><input type="checkbox"/> 市外の事業者の場合、税金の滞納がないことを証する書類（納税証明書、滞納がないことの証明書）</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要な書類（ ）</p> |
| <p>事業者及び設置箇所の決定方法</p> | <p>先着順（行政財産目的外使用許可申請書の受付順）</p>   |
| <p>留意事項</p>           | <p>申込みは、広告の設置を希望する日の1か月前までに提出するようにしてください。</p>  |
| <p>申込先</p>            | <p>（担当課）福井市役所 市営住宅課<br/> （所在地）〒910-8511<br/> 福井市大手3丁目10-1（本庁4階）<br/> （TEL）0776-20-5570<br/> （メール）shiju@city.fukui.lg.jp</p>  |
| <p>その他</p>            | <p>ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。</p>  |